

## 第 62 期弁護士の面接調査—第 1 報補遺(1)—

宮澤 節生 (カリフォルニア大学ヘイスティングス校)

### 目次

はじめに 本稿の背景・分析対象・データ提示

1. 法科大学院の開講科目等に対する関心度
2. 法科大学院でとくに積極的に取り組んだ科目
3. 法科大学院で履修した科目の満足度
4. 法科大学院の履修科目でとくに満足した科目
5. 法科大学院の有益性
6. 法科大学院でとくに改善を要する事項
7. 受験準備に利用した機関等に関する評価

おわりに 次回以後のデータ提示等に向けて

付録 調査票抜粋

### はじめに 本稿の背景・分析対象・データ提示

#### (1) 本稿の背景

私が 2008 年度から 2014 年度まで代表者を務めていた法社会学者グループ「弁護士社会構造研究会」<sup>1</sup>は、新人弁護士のキャリア形成のあり方とその差異に作用する要因を解明することを目的として、2010 年度から 2014 年度まで 5 年間、日本学術振興会科学研究費補助金(科研費)を主たる資金源としつつ<sup>2</sup>、公益財団法人日弁連法務研究財団からもデータ分析のための研究会運営費の支給を受けて、科研費支給時点で最新の弁護士グループであった第 62 期の弁護士<sup>3</sup>を対象とする郵送調査を 2 度にわたって実施した。第 1 回郵送調

<sup>1</sup> 私以外のメンバーは、2008 年から 2010 年まで、藤本亮、武士俣敦、神長百合子、上石圭一、石田京子、大坂恵里、2010 年から 2013 年まで、藤本亮、武士俣敦、上石圭一、石田京子、久保山力也、2014 年以後、藤本、武士俣、上石、石田である。そして、2016 年 3 月で私が青山学院大学を定年退職することを踏まえて、2015 年 4 月に研究代表が私から藤本に替わり、新たに第 67 期弁護士の調査に着手している。現在の研究会メンバーの長年の協力に対して深甚の謝意を表するとともに、藤本教授のリーダーシップの下での新たな展開を心から期待したい。

<sup>2</sup> 基盤研究(B) 課題番号 22330038。

<sup>3</sup> 2007 年の旧司法試験合格者を中心とする現 62 期は、2009 年 9 月に弁護士登録を開始し、2008 年の新司法試験合格者を中心とする新 62 期は、2009 年 12 月に弁護士登録を開始した。

査は2011年1月から2月にかけて実施し、2010年10月時点の第62期弁護士全員2,121名に対して調査票を送付して、621名から回答を得た(回答率29.3%)。第2回郵送調査は2014年1月から3月にかけて実施し、2013年12月時点の第62期弁護士全員2,087名に対して調査票を送付して、406名から回答を得た(回答率19.5%)。これら2回の調査の統計的分析は、下記のとおり、各々2回、本誌に掲載しており、青山学院大学機関レポジトリ「AURORAIR」<sup>4</sup>から全文無料でダウンロード可能である<sup>5</sup>。以下では、必要に応じて、見出しの略号で参照する。

- ①第1回第1報： 宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一  
「第62期弁護士第1回郵送調査の概要－記述統計の提示－」『青山法務研究論集』  
第4号(2011年)
- ②第1回第2報： 宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一  
「第62期弁護士の教育背景、業務環境、専門分化、満足感、及び不安感－第1回  
郵送調査第2報－」『青山法務研究論集』第6号(2013年)
- ③第2回第1報： 宮澤節生・石田京子・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第62期弁  
護士第2回郵送調査第1報－調査の概要と記述統計－」『青山法務研究論集』第9  
号(2014年)
- ④第2回第2報： 宮澤節生・石田京子・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第62期弁  
護士第2回郵送調査第2報－二変量解析から多変量解析へ－」『青山法務研究論集』  
第10号(2015年)

われわれは、また、一部の回答者に対して面接調査を行うことによって、調査票への回答の背後にある認識や評価をより具体的に把握し、調査票データによる計量分析に質的分析を組み合わせることによって、より深い分析をも行いたいと考えていた。そこで、2011年12月に第1回郵送調査の第1報を希望者485名に送付した際に、面接調査に協力してもらえるかどうかの意向調査も行った。その結果、北は札幌市から南は奄美市に至る66名から調査協力の意向が伝えられた。実際の面接は、質問内容の統一性を確保するためと、全国各地への交通費を予算内に納める必要から、私がすべて行い、可能な範囲で他のメンバーも参加することにした。

<sup>4</sup> <http://www.agulin.aoyama.ac.jp/opac/repository/1000/>

<sup>5</sup> さらに、これらの部分的な要旨報告として、Setsuo Miyazawa, Atsushi Bushimata, Keiichi Ageishi, Akira Fujimoto, Rikiya Kuboyama & Kyoko Ishida, “Stratification or Diversification? 2011 Survey of Young Lawyers in Japan,” in Setsuo Miyazawa et al. (eds.), *East Asia’s Renewed Respect for the Rule of Law in the 21st Century: The Future of Legal and Judicial Landscapes in East Asia*, Leiden & Boston: Brill/Nijhoff, 2015, pp. 31-46 がある。

しかし、私が実際に面接調査に着手できたのは、第1回郵送調査からほぼ1年後の2012年1月であった。そして、交通費の有効利用という観点から、まったく、あるいはほとんど交通費を必要としない都内・関東の弁護士は後回しにして、それ以外の地域の弁護士から面接を行うことにした。面接は、第1回郵送調査から1年以上経過しているもので、改めて調査票に記入してもらい、その内容に基づいて質問する方法で実施した。所要時間は1時間から2時間の間であった。その結果、2012年1月に4名、同2月に8名、同3月に3名、同8月に8名、同11月に2名、同12月に3名という面接調査を行うことができた。合計28名で、全員、都内・関東以外で実務にあたっている弁護士であった。

そのうち、2012年8月までに面接を行った23名については、録音からの文字起こしを先に終了したので、下記のとおり、本誌前号にその「第1報」を掲載した。

⑤面接第1報： 宮澤節生・石田京子・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第62期弁護士の面接調査」『青山法務研究論集』第11号（2016年）

それに対して、本稿で報告するのは、2012年11月と12月に面接を行った5名のデータで、本誌前号発行後に文字起こしを終了したものである。本誌前号で報告した23名の面接と同じ年に行われた面接のデータであるため、本稿の副題は「第2報」とせず、「第1報補遺(1)」とした。「第1報」と同じく、通常の文章を一問一答の形に変形してキーワードで検索しうる形にする作業は、藤本亮教授が担当された。本稿の執筆自体は分担しておられないので共著者とはしていないが、藤本教授の準備作業がなければ本稿を作成することはできなかった。心から感謝したい。

本稿で報告するデータは、すでに4年近く前のものになってしまったが、登録後3年経過程度の弁護士たちの肉声を伝えるものとして、なお公表の意義があるものとする。しかし、貴重な時間を割いていただきながら報告がこれほど遅れたことについては、5名の弁護士の方々に、深くお詫びしたいと思う。

さらに、面接調査への同意を得ていながら面接を行っていない都内・関東の弁護士が、なお38名存在する。それらの弁護士は、すでに中堅の域に達しつつあると思われるが、キャリア形成の過程を振り返るという意味では、現時点で面接調査を行うことにも意義と必要性がある。私としては、それらの方々の面接調査の実施に、引き続き努力したいと考えている。

## (2) 本稿の分析対象

本稿の分析対象である5名の弁護士は、本誌前号の「面接第1報」で取り上げた23名と同じく、「東京の弁護士」と「東京の弁護士と競合する可能性が最も高い関東地域の弁護士」を除く地域の弁護士という意味で、「地方の弁護士」という性格付けが可能である。その中には高裁本庁所在市で業務を行っている弁護士も含まれるので、言葉の通常の意味での「地方」弁護士という表現は、必ずしも全員には適合しないかもしれない。しかし、「東京」の弁護士と「高裁不所在地」の弁護士の対比で典型的に語られるように、「東京」の弁護士は手持ちケース数、刑事・民事の割合、ケース単価などで他の地域の弁護士とは異なる特徴を示している<sup>6</sup>。したがって、本稿の分析対象は、広い意味で、なお「地方の弁護士」という性格付けが可能であろう。

対象者は全員男性で、旧試験合格者が1名（ケース24）、新司法試験合格者が4名（ケース25～28）である。新司法試験合格者のうち2名（ケース26・28）が国公立大学法科大学院の修了者で、2名（ケース25・27）が私立大学法科大学院の修了者である。

唯一の旧司法試験合格者である「ケース24」は、国立大学経済学部出身で、民間企業で8年間の社会人経験があり、受験準備中すでに配偶者（無職）と12歳以下の子供3名を有していた。生計は、自己の収入（司法試験予備校勤務で税込み年収200万円未満）と自己の貯蓄によっていた。

これに対して、新司法試験合格者4名の中に、法科大学院在学中あるいは新司法試験準備期間中に配偶者や12歳以下の子供を有していた者は存在しなかった。法学部出身者が3名（ケース25・26・27）、文学部出身者が1名（ケース28）で、社会人経験を有する者は含まれていなかった。旧試験受験経験は、有が3名（ケース25・26・28）で、無が1名（ケース27）であった。修了した課程は、2年短縮コースが3名（ケース25・26・27）で、3年標準コースが1名（ケース28）であった。在学中および法科大学院修了後の生計は、「親の収入」のみが2名（ケース25・26）、「借金（貸与型奨学金を含む）」と「親の収入」の組み合わせが2名（ケース27・28）で、「借金」の額は400万円（ケース27）と200万円（ケース28）であった。各1ケースのみであるが、国公立修了者のほうが借金の額が少ないという結果になっている。新司法試験合格者の「借金」とは多くの場合貸与制奨学金と思われるから、経済的支援制度が全く存在しなかった旧試験制度に比べれば、少なくとも司法試験合格までの期間については、法曹になるための経済的負担が軽減されたことは明らかであろう。

---

<sup>6</sup> 菅原郁夫「第6章 弁護士の経済的基盤と訴訟実務の現状の地域差」佐藤岩夫・濱野 亮編『変動期の日本の弁護士』日本評論社（2015年）130-140頁。

### (3) 本稿の構成とデータ提示

「面接第1報」では、郵送調査がカバーしたすべてのテーマを取り上げて、法曹養成過程、キャリア・トラジェクトリー、業務活動と専門分化、所得・満足度・将来不安、ワークライフ・バランスという構成でデータを提示した。それに対して本稿では、法科大学院経験に焦点を合わせて、より詳細にデータを提示したい。それは、現在、法科大学院制度を取り巻く状況が危機的性格を強めており<sup>7</sup>、法科大学院の「改善」が活発に議論されているからである。そのため、付録の「調査票」は、関係部分(全18頁のうち、1・2頁と4～6頁)のみとした<sup>8</sup>。

面接時の会話は、面接時に記入された調査票への回答を踏まえた形で行われている。しかし、本稿での会話データの提示では、「面接第1報」における会話データの提示と同じく、読者は、調査票への回答も、面接者と回答者の会話の全体を知ることができず、各章で引用される発言がなされた文脈や、発言に対する解釈の妥当性を判断する資料を入手することができない。そこで、本稿でも、「面接第1報」と同じく、「表1」に調査票に記入された属性や回答の一部を抜粋し、断片的にはあるが読者に判断資料を提供することにした。以下の各章では、発言引用の際には「ケース番号」を記載するので、各発言がどのような属性や回答の弁護士によってなされたのか、必要に応じて参照していただきたい。

「表1」では、まず各弁護士を面接した時点(2012年の何月か)と、私以外の面接者の有無を記載し、それらに続いて下記の属性と回答を抜粋した。表記の便宜上、3つの表に分割してある。その内容と形式も、「面接第1報」と同一とした。

表1(その1)

F1: 性別。

F2: 生年(西暦)。

F3: 配偶者の有無。(ワークライフ・バランスに関連する属性として、婚姻関係のほか  
に子供や要介護者の存在も重要であるが、ここでは最も基本的な属性として配偶者の有無のみを記載した。)

問1-1: 旧司法試験・新司法試験の別。

問3-1: 出身法科大学院。(回答者は名称を記入しているが、ここでは地域と国公立・  
私立の別で類型化して表示する。とくに都内と関西の私立大学の場合、法科大

<sup>7</sup> 私の状況認識について、たとえば、宮澤節生「法科大学院が引き込まれた『負のスパイラル』と臨床法学教育学会の課題」『法曹養成と臨床教育』第9号(2015年)。

<sup>8</sup> 調査票の全文は、「面接第1報」に添付してある。また、2011年1月から2月にかけて実施した郵送調査での回答の分布状況は、「第1回第1報」に掲載してある。

学院間で規模や司法試験実績には大きな違いがあるものが含まれるが、ここでは匿名性を維持するために類型化した。)

問 5-1: 修習地。(回答者は配属先裁判所名を記入しているが、ここでは類型化して表示する。)

表 1 (その 2)

問 5-5: 司法修習についてとくに改善すべきだと思われる事柄。(法曹養成過程の改善に資する資料を獲得したいという意図から、法科大学院、司法試験、司法修習について多くの項目を設定したが、現在最も大きな課題になっているのは法科大学院教育の実態に照らした司法修習の改善であると思われるので、この項目のみを取り上げた。抜粋は、自由回答の中心的内容である。)

問 8: 面接時にまだ最初の職場で活動していたか、2 つ目の職場に異動していたか。

問 8: 面接時に登録していた弁護士会の類型。(今回の対象者には東京三会の会員は存在しない。)

問 9: 面接時の職場の所在地。(今回の対象者には東京 23 区は存在しない。)

問 9: 面接時の職場の所在地が「弁護士過疎地」であるかどうか。(弁護士が 10 名未満しか存在しない市町村が「過疎地」に該当する。)

問 9: 面接時の職場の弁護士数。

表 1 (その 3)

問 13: 「業務分野別の労働時間配分」によってクラスター分析を行った 36 分野の中から<sup>9</sup>、「個人顧客中心分野」に分類された業務分野で最も「取扱い弁護士」<sup>10</sup>が多かった刑事分野の「刑事弁護」と民事分野の「家族・親族国内事件」<sup>11</sup>、「個人・中小企業顧客混合分野」で最も「取扱い弁護士」が多かった「不動産賃貸借貸主側」、そして、「大企業顧客中心分野」で最も「取扱い弁護士」が多かった「その他の企業法務」を、それぞれ取り上げ、回答を表示した。

問 15: 所得。(2012 年に面接したため、2011 年の所得を表示した。)

問 16-1: 全般的な満足度。

問 18: 将来への不安。

---

<sup>9</sup> 「第 1 回第 2 報」114 頁 (武士俣執筆部分)。

<sup>10</sup> 「かなりの時間を使った」または「ある程度の時間を使った」と回答した者。

<sup>11</sup> 「任意整理・個人再生・個人破産」も同数であるが、ここでは「家族・親族国内事件」を取り上げた。

表1 回答者の属性と回答の抜粋(その1)

| ケース<br>番号 | 2012年<br>面接月 | 宮澤以外<br>面接者 | 性別<br>(F1) | 生年<br>(F2) | 配偶者<br>(F3) | 旧・新<br>(問1-1) | 法科大学院<br>(問3-1) | 修習地<br>(問5-1) <sup>1</sup> |
|-----------|--------------|-------------|------------|------------|-------------|---------------|-----------------|----------------------------|
| 24        | 11月          | 無           | 男          | 1973       | 有           | 旧             |                 | 他                          |
| 25        | 11月          | 無           | 男          | 1979       | 無           | 新             | 都内私立            | 他                          |
| 26        | 12月          | 無           | 男          | 1980       | 無           | 新             | 中部国立            | 高裁本庁                       |
| 27        | 12月          | 無           | 男          | 1982       | 有           | 新             | 関西私立            | 高裁本庁                       |
| 28        | 12月          | 無           | 男          | 1978       | 有           | 新             | 都内国公立           | 高裁本庁                       |

1: 高裁本庁＝高裁本庁所在地

高裁支部＝高裁支部所在地

他＝他の裁判所の所在地

表1 回答者の属性と回答の抜粋(その2)

| ケース<br>番号 | 修習改善<br>(問5-5) | 異動<br>(問8) <sup>1</sup> | 現所属会<br>(問8) <sup>2</sup> | 所在地<br>(問9) <sup>3</sup> | 過疎地<br>(問9) <sup>4</sup> | 職場・地位<br>(問9) <sup>5</sup> | 弁護士<br>(問9) |
|-----------|----------------|-------------------------|---------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------------|-------------|
| 24        | 他部・他事務所の様子も見たい | 無                       | 他高裁本庁                     | その他                      | 非該当                      | 民間・勤務                      | 2           |
| 25        | 弁護ではある程度事件に関わる | 無                       | 他高裁本庁                     | 政令                       | 非該当                      | 民間・経営                      | 13          |
| 26        | 前期修習を復活        | 無                       | 他高裁本庁                     | 政令                       | 非該当                      | 民間・勤務                      | 4           |
| 27        | 期間を長く、民弁・民裁中心に | 無                       | 他高裁本庁                     | その他                      | 非該当                      | 民間・勤務                      | 3           |
| 28        | 期間を長く、前期修習の内容を | 無                       | 他高裁本庁                     | 政令                       | 非該当                      | 民間・勤務                      | 3           |

1: 無＝最初の職場のまま

有＝2つ目の職場

2: 他高裁本庁＝東京・大阪以外の高裁本庁所在地

その他＝その他の弁護士会

3: 政令＝政令指定都市

他県庁＝その他の県庁所在地

他＝その他

4: 該当＝弁護士10名未満の市町村

5: 民間・唯一経営＝民間法律事務所で唯一の弁護士で経営弁護士

民間・経営＝民間法律事務所で複数いる経営弁護士のひとり

表1 回答者の属性と回答の抜粋 (その3)

| ケース<br>番号 | 刑事弁護<br>(問 13) <sup>1</sup> | 家族・親族<br>国内 | 不動産<br>貸主 | その他<br>企業法務 | 所得<br>(問 15) <sup>2</sup> | 全般的満足度<br>(問 16-1) <sup>3</sup> | 将来不安<br>(問 18) <sup>4</sup> |
|-----------|-----------------------------|-------------|-----------|-------------|---------------------------|---------------------------------|-----------------------------|
| 24        | かなり                         | かなり         | ある程度      | まったく        | 1,000-2,000               | 満足                              | ある                          |
| 25        | ほとんど                        | かなり         | ほとんど      | まったく        | 200-500                   | どちらか満足                          | どちらかある                      |
| 26        | ある程度                        | かなり         | まったく      | まったく        | 500-1,000                 | 満足                              | どちらかある                      |
| 27        | ある程度                        | ある程度        | かなり       | まったく        | 1,000-2,000               | 満足                              | どちらかない                      |
| 28        | かなり                         | ある程度        | ほとんど      | まったく        | 500-1,000                 | どちらか満足                          | どちらかない                      |

1: かなり＝かなりの時間を使った

ある程度＝ある程度の時間を使った

ほとんど＝ほとんど時間を使わなかった

まったく＝まったく時間を使わなかった

2: 200-500＝200 万以上・500 万未満

500-1,000＝500 万以上・1,000 万未満

1,000-2,000＝1,000 万以上・2,000 万未満

3: どちらか満足＝どちらかといえば満足

どちらか不満＝どちらかといえば不満足

4: どちらかある＝どちらかといえば不安がある

どちらかない＝どちらかといえば不安はない

## 1. 法科大学院の開講科目等に対する関心度

調査票の「問 3-1」から「問 4-3」までは、新司法試験合格者を対象にしたものである。そのうち、調査票の「問 3-5」は、新司法試験合格者に対して、「法律基本科目」から「課外の学習指導」まで 11 項目を示して、「履修の有無にかかわらず」関心度を尋ね、4 段階で回答を求めている。

この質問に対して最も肯定的に回答したのは「ケース 25」で、「法律基本科目」のみ「どちらかといえば関心があった」程度で、他はすべて「関心があった」と回答している。この回答について、私が「おしなべて関心があったということになる。法律基本科目は 4 点ではなく 3 点程度ということなんですけど、これはもう既に勉強されていたからということですか？」と質問したのに対して、「それもありましたね。それもあったのと、あとやはり実務に触れたいという思いがすごくありました。やはり法学部で勉強していた時に、まったくそもそも弁護士さんの話を聞いたことがない。」と回答し、さらに私が「それで実務的な科目について全部 4 点がついている。」と続けたのに対して、「まあ、欲張ってあれもこれも受けたいなあというふうに、ちょっと思っただけ。」と回答している。

これに対して、他の 3 名は、「法律基本科目」への関心度が最高という点で共通であるが、実務系・臨床系科目への関心度で差異がある。たとえば、「刑事実務基礎」は 3 名とも 3 点であるが、「民事実務基礎」は、「ケース 27」が 4 点、「ケース 26」が 3 点、「ケー

ス 28」が 2 点という回答である。臨床系科目については、法科大学院によって開講状況に大きな差があり、「ケース 28」の国公立法科大学院では、「エクスターンシップ」から「刑事系クリニック」までの 4 科目がすべて非開講で、「ケース 26」の国公立法科大学院でも「クリニック」2 科目は非開講であった。しかし、開講科目の範囲においても関心度には差異があり、「ケース 26」は「エクスターンシップ」が 4 点、「法律相談」が 3 点であるのに対して、「ケース 27」は、「民事系クリニック」が 2 点である以外は、臨床系科目がすべて 1 点である。

「ケース 26」は、私が「履修したかどうかに関わりなく興味をもっていた分野というのはどういうものか、ということで、4 点がついているのが法律基本科目とエクスターンシップ。それに対してどちらかというと関心がなかったというのが法曹倫理。それから開講されていなかったというのが民事クリニック、刑事クリニックということなんですけど、法律基本科目で関心があったのは、どういうものですか？」と尋ねたところ、「旧試受けてうまくいかなかったんで、その穴埋めというか補修というか矯正のためだったので、そういった授業を受ければいいなと思ったので基本科目は重視していました。」と回答している。さらに私が、「(4 点の) エクスターンシップは、どういう関心でした？」と質問したところ、「これは学部の時にもエクスターン行っていて、大学院でも行けるし、大学院だとちゃんとさらに勉強した上で行けるので、より興味深く見れるかなと興味はありましたね。」と回答した。他方、「法曹倫理、あまり関心がなかったという 2 点なんですけど。」と尋ねると、「そもそも法曹倫理という科目が、あまり意味がわかってなかったから。」ということであった。

「ケース 27」は、臨床系科目への関心度の低さで際立っている。私が「法曹倫理と臨床系の科目ですね、ほとんど関心がなかったわけなんですけど、これは要するに試験と関係がないだろうなと思ったからですか？」と尋ねたところ、「はい。」と答えている。

「ケース 28」は、臨床系科目が全く開講されていなかった法科大学院の出身である。私が「意外に思われるのは、民事実務基礎が 2 点なんですけど、これ典型的には実務家が教えると思うんですけど、ちょっと説明していただければありがたいんですが？」と質問したところ、「正直言って、何をやってるのがよく理解できなかったというところがあって、これは何をやっているのかよくわからないので意味もわからなかったし、関心ももてなかったということですね。」と回答した。私がさらに「どういう目的、或いは意図でやってるのかわからなかった？」と尋ねると、「そういうこともわからなかったですし、そもそも何を言っているのかもちょっと理解できなかったですね。ほんとに要件事実とかがわかったのは集合修習の時だったので、あ、そういうことだったのかというのがわかったという。そういう意味で当時の僕には難しかったのかもしれない。」と説明してくれた。また、「シ

ミュレーション科目、(調査票には)面接、交渉、調停の技法などと例が書いてありますけど、こういうのは〇〇大では一応開講はされていたんですか?と質問したところ、「見たような記憶はあるので、おそらく開講はされていたと思うんですけど、当時僕は関心なくって、とりあえず基礎というか、本を読んで理解するところからじゃないかなと思って選択しなかったですね。」という回答であった。

このように見てくると、「ケース 25」と、彼が学んだ法科大学院は、実務系科目・臨床系科目への積極性で、いずれもかなり例外的な印象を受ける。他方、とくに旧試験の受験経験をもつ 2 年短縮コースの学生にとって、「法律基本科目」への関心が優越したのは自然なことであったと思われる。また、教員側でも、大多数の学生にとって見慣れないものであったと思われる実務基礎科目や臨床系科目については、ガイダンスを十分に行うとともに、授業の内容や方法にも工夫が必要であったと思われる。2 年短縮コースの比重が増しつつある現在、これらの点は改めて認識すべきであると思われる。

最後に、「課外の学習指導」への関心度を見ると、「ケース 25」から「ケース 27」までの 3 名が 4 点または 3 点であるのに対して、「ケース 28」は 1 点で、際立った特徴を示している。「ケース 28」に対して「課外学習指導っていうのはあったんですか、〇〇大では?」と尋ねたところ、「課外学習指導、ないですね。」という回答であり、さらに「非公式の、単位にはならないけど、先生や先輩弁護士が来て勉強会をやってくれる、的な。なかった?」と質問すると、「弁護士がやってるのはあったような話は聞きましたね。僕は取らなかったんですけど。」ということであった。このように、「課外学習指導」を、全く、あるいはほとんど行わない法科大学院と、そのような指導に全く関心を示さない学生が存在したことは、注目すべきことのように思われる。

## 2. 法科大学院でとくに積極的に取り組んだ科目

調査票の「問 3-6」は、①「新司法試験選択科目」、②「その他の展開・先端科目」、③「外国法科目」、④「その他の基礎法学・隣接科目」という 4 つの分類について、「とくに積極的に取り組んだ」科目の有無と、その科目名の回答を求めた。ここでは、「ケース 25」が①②③について具体的な科目名を挙げたのに対して、「ケース 26」「ケース 27」は①のみ、「ケース 28」は④のみという状況であって、「ケース 25」の積極性が際立っていた。

「ケース 25」の新司法試験選択科目は「労働法」であったが、じつは講義自体にはそれほど積極的に取り組んでいたわけではない。私が「新司法試験選択科目、労働法でいらっしゃったわけですけど、しかしそんなに積極的にという感じではない?」と質問したのに対して、「関心はあったんですけどもちょっと身が入らなかったですね。恥ずかしい話なんですけど。」「なんていうんでしょうか。すごく標準的で正しい教科書なんだろうけれど、

あれ？こんなにおもしろくなかったのか、と。落ち着き払っている感じが、あれ？労働法ってこういうものだったんだろうかというモヤモヤとしたものを。」「そうですね。僭越な話なんですけど、そういうふうに、そこらへんでつまづいてしまったんです。それからあと、選択科目の選び方が安易だったのではないかという思いがしまして。労働法を選んだのは興味があったからではあるんですが、受験者が多くて受験勉強をするのに困らないだろうという理由でも選んでいたのも、なんかちょっと動機づけが足らなかったのかなあという思いがしてきたりとか。」と回答している。しかし、「労働法」の演習には積極的に取り組んだと回答している。「教材は同じで、授業の方法も同じではあったんですが、これは満足した方ですね。労働法演習は、もうほとんど、答案を書いてそれを公表して議論をするという形でしたので、これはなんていうんでしょう、背に腹は代えられないという感じで取り組んでいましたね。ただ演習で書いてるうちにやはり頭も整理されてきますし、3年生の前期・後期とあったんですが、労働法の授業は、後期は比較的まじめに取り組んでいて、ちょっと後半からスパートがかかってきたという、そういう感じで。で、演習は後半に配列されていたので、その関係があったのかと思います。」というのである。

「ケース 25」が②に関して挙げたのは「ジェンダーと法」である。「ジェンダーの問題は、実は学部時代から興味があったテーマで、セクハラ裁判の支援なんかも昔していたことがありまして、その関係ですごく（関心が）あったというのと、何か普通の法学というのを横から見るといえるのか、そういうところがすごくエキサイティングに思えて、ジェンダーと法という科目があること自体、ロースクールに来るまで知らなかったんですね。なのでこれはもうやろう、という。」と語っている。また、④に関して挙げたのは「法整備支援活動論」である。「これ、担当は〇〇先生だったんですが、JICAや日弁連の国際司法支援の、大体どこでどういうことをやっているかという話や、あと法整備支援の考え方で、過去の植民地支配における法の制定とどう違うのかとか、そういう議論でしたね。これは選択必修の基礎科目として配列されていたんですが、すごくやってると面白くて、のめりこんでしまったと。」と説明している。さらに、③に関しても、履修しなかったわけではない。私が「外国法科目は、特に積極的に取り組んだとは言えないけれど履修してみたら満足してみたということになるんですけど、フランス法ですね、非常に珍しいんじゃないですか、フランス法を履修されるのは？」と質問したところ、「外国法科目は、何か基礎法を選ばないといけなかったんですが、フランス法を、今から考えればなんで選んだのかという感じなんですけど。」と言いつつ、「〇〇先生のお話が毎回楽しかったのと、おそらくフランス法を選んだ理由は、おそらく（フランス法の造詣が深い）△△先生が好きだったからという」ことであろうと説明している。つまり、積極的に取り組んだとまでは言えないが授業自体は楽しんだということである。

これに対して、「ケース 26」と「ケース 27」が積極的に取り組んだと回答したのは①のみであって、それぞれ「知的財産法」と「国際私法」である。「ケース 26」は、「もともと著作権法に興味があったので、(知財を) 選択をしたと。」「(学部で) 授業はとっていたのと、あと、個人的にちょうど面白い判例がいくつかニュースになっていて、興味があって勉強したことがあったので、それがきっかけですね。」「ロースクールの授業で、うちの大学、知財がけっこういい先生がいっぱいやることもあって、選択したのもありますね。」などと説明してくれた。「ケース 27」は、私が「法学部で国際私法を取られたとか、あるいはどこかで取ったということはないんですか?」「丸っきり新しく国際私法を勉強されたんですか?」と質問したのに対して、「そうです。」と回答した。学部での履修経験が背景にある場合だけではなく、全く新たに履修を促すこともあるとすれば、新司法試験の選択科目には一定の存在意義があることになるだろう。

以上に対して、「ケース 28」が④について「法学入門」を挙げたのは興味深い。「法学入門ですか? あれが一番面白かったなというのがあるんで、あれは。」「〇〇法の〇〇先生が担当してくださったんですけど、法律とはどう解釈すべきかとか、正義とは何かとか、そういうことを、未修で入学した1年の一番最初の時にやってくださって、半年かけてやってくださって。それが面白かったなと。法律を知らない段階で考えていたその時のことと、たぶん3年生になってから同じことやったら、或いは卒業してから考えたら、また考えていること違うだろうなというのがあるって、今でも時々見返して、こんなことやったんだなと。面白かったのはそれですね。」と説明してくれた。「ケース 28」は文学部出身者であるから、この「法学入門」の存在意義はきわめて高かったと言うべきであろう。

以上を全体として見ると、やはり「ケース 25」という学生の姿勢と、彼が学んだ法科大学院のカリキュラムのユニークさが、目立っている。

### 3. 法科大学院で履修した科目の満足度

調査票の「問 3-7」は、履修した科目に関する満足度を尋ねた。設定した科目類型は「問 3-5」と同じ 11 類型で、回答カテゴリーは「不満」の 1 点から「満足」の 4 点までである。4 点回答の割合が高い者から並べると、「ケース 27」(8 分の 7 が 4 点)、「ケース 25」(8 分の 6 が 4 点)、「ケース 28」(5 分の 1 が 4 点)、「ケース 27」(5 分野中で 4 点はゼロ)という順序になる。「ケース 27」「ケース 25」と「ケース 28」「ケース 27」の 2 群に分けることも可能に思われる。

まず「法律基本科目」について、4 点と回答した「ケース 26」と「ケース 28」の中では、「ケース 26」が、「法律基本科目はほんとにさっきからずっと言ってるように、穴埋め

です。確認のために取って、確認のために勉強していたので、自分の穴がないかという意識をして受けると十分役にたったということです。」と説明している。

これに対して、「ケース 25」と「ケース 27」は、2点、つまり「どちらかといえば不満だった」という回答である。この点について、「ケース 25」は、科目によっては満足できるものが半分はあったという補足説明をしている。「最初の一年は通常の授業が中心というか・・・今思い返すと、やはり半々ぐらいですね。これは自分で勉強してる方がいいわという講義と、やはり毎回出席することですごく頭が刺激されて勉強に身が入るという講義が、やはり半分はありましたので、なので2と4が半分ずつという感じですか。」「科目というより先生によってといえるかもしれません。」「〇〇先生の会社法の講義はすごく毎回エキサイティングでしたね。それから、△△先生の憲法もすごく最先端の議論を学生にふっかけて答えさせるという、まあ、司法試験の準備という意味でどうなのかと言われたらあれなんですけど、ただ、それに備えて必死で勉強しますのでやはり力がついていくなあと感じがします。」「(憲法の)負担は確かに大きかったですね。なのであれだけの予習課題を読ませる必要があるかどうかについては疑問ではあります。むしろ民法でもうちょっと予習させた方がいいんじゃないかという思いはありますね。」「〇〇大学の場合は2年生から入ると民法の授業があんまりないんですね。なので通常の民法の授業は率直に申し上げてイマイチで、設例があるのはいいんですが、結局判例百選を読んでそれで答えるという感じになりかねない形でしたので、もうちょっとトレーニングできれば良かったなという思いがあります。ただ要件事実のクラスは非常に勉強になりました。」などの説明である。これに対して、「ケース 27」は、2点という満足度について、「実務家の弁護士が入っての演習っていうのもあったんですけど、やはり取り仕切るのは学者の先生で、しかも学会の中ではすごい一流って言われてるような先生方が多かったものですから、実務家教員がそれはおかしいですよって口をはさむこともなかったです。アカデミックでしたね、とにかく。」「(学生たちからこのやり方では困りますっていう要望が)たくさん出ました。ものすごい数出たと思います。」「刑事系は比較的そういう(司法試験準備を)意識してるなという面もあったんですが、民事と公法はからっきし向いてなかったですね、そういう試験のための準備という意味では。」「たしかに人格的には素晴らしい方ばかりだったと思うんですけど、こと受験指導っていうことに関してはなかったですね。」などと説明している。

結局のところ、「法律基本科目」への満足度の差は司法試験準備としての適合性という観点が支配的になるように思われる。低下し続けた司法試験合格率の下で「法律基本科目」の内容と方法が変化してきたと思われる現在では、この観点からの不満は、事柄の良し悪しは別として、低下しているのかもしれない。

「民事実務基礎」と「刑事実務基礎」に対する満足度は全員共通で、4点（ケース 25・26）、3点（ケース 27）、2点（ケース 28）という分布である。これらのうち、4点と回答した「ケース 25」は、私が「ある程度は技能の習得になる側面もあったんですか？」と質問したのに対して、とくに刑事分野について「それは、非常にと行っていいでしょうか、刑事が〇〇先生でしたので、反対尋問のトレーニングなんかもがんがんやられるわけですね。なので弁護士になって初めて先輩の弁護士と尋問をしたときに、あれ？尋問初めてだった？って言われたんですよ。これはもう〇〇先生のトレーニングのおかげだなという。」と回答している。それに対して、2点と回答した「ケース 27」は、とくに民事について、「正直言って、何をやってるのがよく理解できなかったというところがあって、これは何をやっているのかよくわからないので意味もわからなかったし、関心ももてなかったということです。」「そもそも何を言っているのかもちょっと理解できなかったですね。ほんとに要件事実とかがわかったのは集合修習の時だったので、あ、そういうことだったのかというのがわかったという。そういう意味で当時の僕には難しかったのかもしれない。」と説明している。教員の個性と学生の個性との組み合わせによって、満足度に違いが生じるのかもしれない。

「法曹倫理」の満足度は、4点（ケース 25）、3点（ケース 26・28）、2点（ケース 27）という分布である。2点という満足度の「ケース 27」は、「その当時、直接自分に関わる問題だという認識ではなかったので、あんまりちゃんと関心もって聞いてなかったということにつきるなと思うんですけど。」と補足している。これに対して、「ケース 28」は、3点という評価ではあるが、面接では「法曹倫理、これも実務家の先生がやってくださったんですけど、実務家から見るとどうかっていうことを、僕は法学部じゃなかったのでロースクールに入って初めて法曹実務家というのと触れて、ああ、こういうことを考える人たちなんだなというのがわかったのがよかったっていうのと、模擬裁判もそうですね。机の上で本を読んでもだけじゃなくて、実際に何を争うのかっていうのを実際にやってみて、僕がやろうと思ってるのはこういうことなんだなというのをわかったっていう。」「法曹倫理は、お一人は元裁判官で〇〇さんが一人いらっしゃって、あとは弁護士の△△さんだったかな。」と語っていて、かなり高い満足度を示している。「法曹倫理」を将来の職業との現実的な関連性を認識させたうえで教育するという課題は、司法試験合格率が低下し続けた現在、さらに困難となっているかもしれない。

「模擬裁判」を履修したのは2名で、4点（ケース 26）と3点（ケース 28）という分布になっている。「ケース 26」は、「模擬裁判、これはちょっと特殊な経験なんですけど、正規の授業の前に模擬裁判対抗戦っていうイベントがあるんですね。授業と関係なく。その関係で一回もう2年生の後期、既修1年生の春休みにやって、で、しかもそれで民訴の、

実際やって勉強できたっていうのもあって、それで実際授業でもとって見たらもう一回復習にもなったので、そういう意味で役に立ったなと思います。」と説明し、「ケース 28」は、「〇〇大だと演習になるのかな。半分模擬裁判みたいな、模擬裁判と要件事実をくっつけたような授業があって、そこで要件事実をちょっと考えたりとかそういうのが役に立ったかなと。」と説明している。「模擬裁判」は知識の定着に役立つという効果を有するようである。

「シミュレーション科目」を履修したのは「ケース 26」のみで、満足度は4点である。「エクスターンシップ」を履修したのは2名(ケース 25・26)で、どちらも4点評価である。2名のうち「ケース 26」は、医療過誤を扱っている法律事務所で2週間過ごしており、「やっぱり僕、医療過誤はもともと興味があったんで、母親が看護師なもんですから、その関係で興味があっていって、実際医療過誤の事件をちょっと起案しながら見ていたんですけど、興味があったと言いつつ、実際に見てみると大変だなという印象があって、これはなかなかきつい仕事だなと実感をもって帰りました。」と語っている。この実感が影響しているのかどうかは質問していないが、「ケース 26」の「業務分野別の労働時間配分」(問 13)では、「医療事故」は「患者側」「医師・病院側」とも、「まったく時間を使わなかった」となっている。

「クリニック」を履修したのは「ケース 25」のみで、「法律相談クリニック」と「民事系事件受任型クリニック」を履修し、どちらも4点評価になっている。私が「〇〇法科大学院にはクリニックが存在するというのは、そうすると合格後にカリキュラムをご覧になって気が付いたということですか?」と聞いたのに対して、「一応受ける前から知ってはいましたけれども、それが具体的にどういうものかというのは合格後だったと思います。」と答えている。そして、「民事クリニックはまず法律相談を受けるところから始まりまして、その中で相続と離婚と交通事故を3件取扱いましたね。担当は〇〇先生でした。起案もして、法廷にご一緒してという。」と説明してくれた。「事件受任型」はもちろん、「法律相談」にとどまる「クリニック」を開講する法科大学院が少ないことは、臨床法学教育を推進する立場からは改善を要する事柄であるが、臨床法学に先進的に取り組んできた法科大学院ほど撤退あるいは定員削減に追い込まれている現在、その展望を描くことはきわめて難しいと思われる<sup>12</sup>。

最後に、「課外の学習指導」については、在籍した法科大学院が提供していなかったと思われるだけではなく、本人も関心を有していなかったという「ケース 28」を除く3名が利用していて、満足度は4点(ケース 26)と3点(ケース 25・27)になっている。4点と回答した「ケース 26」は、「課外学習指導というのはどなたがしておられました?」とい

<sup>12</sup> 前掲注 7 の拙稿を参照。

う私の質問に対して、「これはほんとにボランティアなんですけど、刑事担当の派遣検察官の方が問題をいっぱい作ってくださってそれを添削していただいたんで、それを受けましたね。」と回答し、私がさらに「その方は正規の授業をしてくださった他にそういう課外指導もしてくださったんですか？」と質問したのに対して、「書いていいよ、書いたら添削してあげるよというようなことをやっていただいたので。」と回答している。それに対して、3点と評価した「ケース 27」は、「添削はしてもらえなかったですね。」と回答している。教員や出身弁護士が正規の授業以外に受験準備を意識した課外指導を行うというのは、たとえば私が知る限りのアメリカのロースクールには存在しない光景である。日本の司法試験の現実を前提とすれば高く評価すべき献身的努力と云うものであるが、国際的に見ればおそらく、大学のあり方としては特異なものであろう。

#### 4. 法科大学院の履修科目でとくに満足した科目

調査票「問 3-8」は、「問 3-6」と同じ分類で、「履修したものについて、とくに満足したもの」の有無を尋ね、有とした場合に具体的な科目名の記入を求めた。回答は「問 3-6」に対するものとほとんど同一であるが、「ケース 28」のみ、「その他の基礎法学・隣接科目」で「法学入門」を挙げたほかに、「その他の展開・先端科目」で「信託法」を挙げている。私が「これはどういう意味で満足されたんでしょう？」と質問したところ、「〇〇先生が担当してくださったんですけど、英米法を選択しなかったの、ある意味英米法の窓口みたいな、紹介みたいなところもあって、こういうふうな考え方を、ドイツ法とかを基にした民法とかの考え方とぜんぜん違う考え方で成り立ってる考え方があって、こういう法律の世界もあるんだなという意味では、とても興味深かったです。」と回答した。私がさらに「しかし、〇〇先生のアメリカ法は取られなかった？」と質問したところ、「アメリカ法は取らなかったです。なんか英語とかたくさん読まないといかんのかなと敬遠しちゃいまして。ぜんぜん違うんだと、後から本買ったら日本語で全部書いてあると思って気が付いたんで。」という回答であった。「信託法」という各論的科目でより広範な比較法的関心を得たとするならば、「ケース 28」の知的感受性は高く評価すべきであろう。

他方、「問 3-8」の分類に従った回答ではないが、教員を挙げた例もあるので、紹介しておきたい。「ケース 25」である。「〇〇先生は、最初の導入科目の、なんていう科目でしたかね、司法制度論で初めてお目にかかって、すぐお話に感銘を受けて、いや、もう、すごいなと。」「私、〇〇大学で一番良かったのは、最先端の実務家の先生方から直に学べたというのが、それが何よりの財産と云いますか。」と述べている。教員との出会いがこのような感銘を与えた例は、他大学でも存在しうるのであろう。

## 5. 法科大学院の有益性

「問3-9」は、「弁護士となって振り返ってみたとき」という前提で、下記の8つの事項について「法科大学院はあなたにとってどの程有益」であったかを尋ねている。①「法知識の習得」、②「弁護士を選択する上での動機づけ」、③「弁護士倫理の習得」、④「実務技能の習得」、⑤「事務所経営」、⑥「特定分野への関心の獲得」、⑦「登録地に関する情報」、⑧「就職先に関する情報」、という事項である。また、それら以外で有益であった事項についても、自由回答を求めている。回答カテゴリーは、1点(有益でなかった)から4点(有益だった)までである。

8項目のうち、⑤⑦⑧に対する評価は、「ケース8」が3点(ただし、具体的事務所に關する情報ではなく、就職先が存在する都市に関する情報という意味で)であるほかは、1点か2点という低い評価である。⑤を教育カリキュラムに含む法科大学院はごく少数と思われるし、⑦⑧は司法修習中に獲得する情報と思われるから、当然の結果であろう。

①～④と⑥に対する評価は、「表2」のとおりヴァリエーションがある。

表2「弁護士となって振り返ってみたとき」の「法科大学院の有益性」(問3-9)

|                  | ケース 25 | ケース 26 | ケース 27 | ケース 28 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|
| ①法知識の習得          | 3      | 3      | 2      | 4      |
| ②弁護士を選択する上での動機づけ | 4      | 4      | 1      | 2      |
| ③弁護士倫理の習得        | 4      | 3      | 2      | 1      |
| ④弁護士技能の習得        | 4      | 3      | 1      | 2      |
| ⑥特定分野への関心の獲得     | 4      | 3      | 2      | 4      |

そこで、各項目について最も高い評価と最も低い評価に注目して、面接データを検討してみよう。まず①については、最低の2点を与えた「ケース27」の発言がある。「判例研究っていう、判例を題材にした授業っていうのがすごく多かったと思うんですけど、実際ここの、ほんとに個人的なことですけど、〇〇地方で弁護士をやっていて、そういうなんか小難しい、アカデミックな内容がいま役立っているかという、はっきり言ってほとんど役に立っていない状況なんですよ。」というのである。この発言は、法科大学院教育と、それが前提とせざるをえない司法試験のあり方について、再検討の必要性があることを示しているように思われる。

②については、4点と評価した「ケース25」は、「もともと弁護士を選択しておられたんですか？」という質問に対して「最初から弁護士志望ではありました。」と回答し、さらに「その上、さらに動機づけになったということですか？それは今お話しのあった実務家

と接したということですか？」と質問したのに対して、「そうですね、それが一番大きかったです。学部時代にはほんとにこの機会がなかったのと、それから予備校で司法試験の勉強をしてもどういう実務家になろうかっていう話はほとんど交わされないですね、それをいきなりこのロールモデルがいっぱい目の前に登場するという、それはとてつもない刺激でしたね。」と回答している。また、同じく4点評価の「ケース 26」は、「これは何か弁護士というのはこういうものか、ということを高めてくれる経験があったということですか？」という質問に対して、「エクスターンは大きかったと思いますけど、それ以外にもうちの大学、中規模なんで弁護士の先生も近くてよく飲みに行ったりできるので、直接話ができるっていうのが一番大きかったと思いますね。」と回答している。それに対して、1点評価の「ケース 27」は、「漠然とは弁護士になるんだろうなというのはあったんですけど、決定づけたのはやっぱり修習中ですね。」「(法科大学院段階では) 法曹三者の中でどれかになればいいなど。要は法律を使って何か事件解決していくことに魅力を感じたので、特にこれになりたいというのはなかったですね。」と説明してくれた。法科大学院での経験が弁護士志望への動機づけになるためには、その素地を提供する努力も必要であるように思われる。

③については、4点評価の「ケース 26」が「授業でまとまらなかったとしても、聞いていたってということもありますし、考えたことはもちろん無駄になるわけじゃないんで、そういう意味では意味があったんじゃないかなと思います。」と回答している。それに対して、1点評価の「ケース 28」は、「一応授業としてはそれなりに面白かったようなんですけど？」と質問したところ、「やっぱり抽象的な話だったので、やっぱり弁護修習で実際に弁護士はどういうふうに話をしてるのかとかどういふことに気を付けてるのかっていう具体的なものに比べるとやっぱりちょっと、また抽象的な理論かなという感じがしました。」と回答している。法科大学院教育の有益性に対する認識が司法修習経験によって「上書き」されて、認識されなくなってしまう、という議論を聞くことがあるが、「ケース 28」の説明は、むしろ、当該法科大学院が実務との接点を提供しない状況あるいは段階で行う法曹倫理教育に共通の難しさを示しているように思われる。

④については、4点評価の「ケース 25」の、「ある程度は技能の習得になる側面もあったんですか？」という質問に対する「それは、非常にと言っていいでしょうか、刑事が〇〇先生でしたので・・・」という発言は、「問 3-7」に関連して、すでに引用した。他方、1点評価の「ケース 27」は、「要件事実なんて、今はっきり言って使わないですからね。」と説明している。法科大学院の実務基礎系科目は司法研修所教育を意識したものが多いように思われるが、それが現実の弁護士実務で必要とされる実務能力につながるものであるかどうかは、再検討を要するかもしれない。

⑥については、4点評価の「ケース 25」に対して、「特定分野への関心という労働法ですか？」と質問したところ、「労働法というよりも『外国人と法』なんですね、〇〇先生と△△先生がご担当だったんですが、入管の問題に漠然と興味はもってんですけど、それを現実にこの講義の形で示していただけたというのが、すごく今の仕事にもつながってまして、今、難民申請支援の活動をプロボノ的にやってるんですが、それはたぶん外国人と法のクラスに出会わなかったらなかっただろうなという。」と回答した。また、同じく4点評価の「ケース 28」は、「これはどういう分野？」と聞いたところ、「例えば倒産であるとか、こういうのがあるんだとか、あとは少年法とかですね。結局、少年法をロースクールで何らかの興味があって履修したわけじゃないんですけど、たまたま履修したら弁護修習でついた先生が少年法とか少年事件に非常に熱心な先生だったので、そういう意味ではとても、偶然なんですけど、パチッとこういう世界があるんだとわかったという意味で。まあ出会いですね。」と説明してくれた。履修科目が法科大学院の段階で当該分野への関心を生み出したわけではないとしても、実務に接した段階で生きることになったとすれば、法科大学院教育の意味はあったということができるであろう。それに対して、2点評価の「ケース 27」は、「弁護士として、今現在ですか？ほんとに田舎ですから、いろんな事件が来て、特にこれといったものは、今はないです。」と回答している。この場合も、将来何らかの分野にとくに組みまざるをえない状況が生ずることがあれば、当該分野に関する法科大学院教育の内容が意味を持つのではないであろうか。

なお、自由回答欄への記載は全くなかった。

## 6. 法科大学院でとくに改善を要する事項

調査票の「問 3-10」は、「弁護士となって振り返ってみたとき、法科大学院についてとくに改善すべきだと思われる」事柄を、自由回答で尋ねている。「ケース 27」以外は記入してくれた。その内容は、「ケース 25」が「司法試験との関連性について、より意識していただきたいです。」、「ケース 26」が「社会人としての自覚を身につけさせること（学生気分を抜けさせる）。」、「ケース 28」が「実務との架橋を、いつ、どのように導入して実現するか。」というものである。

法科大学院での経験について全体的に高い評価を述べていた「ケース 25」が司法試験とより強く関連付けることを提言しているのは、不思議に思われるかもしれない。面接で説明を求めてみると、それはじつは法科大学院在学当時の心境を記したものであった。しかし、興味深い内容なので、私との会話をそのまま記載する。

問：「司法試験との関連についてより意識していただきたい」と。・・・少し敷衍していただければ。

答：そうですね、これもほんとに一概には言えなくてですね、弁護士や裁判官の先生だと意識するも何もご自分が潜り抜けてらっしゃるわけですから、もう自然と焦点を当てようとしなくてもそこに焦点が当たるんですね。学者の先生でも司法試験を研究されたうえでお話しされる方もいらしたんですが、やはり、あまり多くはないんですけども、あまり、やはり学説史の部分であったり、その解説に終始する授業であったり、あと、少し含蓄は深いんですけど、なんでしょうね、一年後に自分は試験を受けるのに、このスタイルで勉強していて間に合うんだろうかという焦りを感じまして、カリキュラムの改善というよりも、4 日間の司法試験を全ての先生に受けていただきたいなという思いがずっとありまして。これは弁護士になって振り返ってではなく、当時の思いなんですけど、ただ今でもやはり、あの法科大学院の学生が置かれている緊張感を先生方が共有されてないんじゃないかなと思うことが時々ありまして、それはやはり今でも感じるころではあるんですね。難しいですね。

問：学生の立場から見て先生たちにこういうふうにしてほしいなというのを述べるチャンスというのは、あったんですか？

答：それはありました。講義アンケートがありましたので、そこで意見を述べてください、というのがありましたので、そこでフィードバックはされてるんですけど、先生の中には、露骨にこんなものは参考に値しないとおっしゃる方もいらして、どこまで届いてるんだろうと。これは、どちらかというと今の思いというより当時の思いなんですけど、これは今でもそれほど変わってはいないなあと思っています。司法制度改革に対する、ちょっと恨み節みたいなのところもあって、特に最初からロースクールがあった世代だといいいんですけど、旧司法試験で年月を費やしてきて、そこで多額の学費を費やして、また一からやり直すという、わりと悲壮な思いで行っていた立場からすると・・・。

問：もう少し考えてほしかった、教育方法を？

答：そうですね、そういう思いがやはり強かったですね。今となってみると、どちらかというといい思い出の方が大きいんですけど。

「ケース 25」は実務家教員や実務系・臨床系科目の経験についてはきわめて肯定的に語っているから、これは、司法試験科目を担当した研究者教員に主として向けられていたと考えられるべきであろう。「ケース 25」の場合、すでに旧司法試験のために数年かけてきて (4

回受験している)、それ以上年月を費やすわけにはいかないという思いが背景にあるが、現在は司法試験合格率がきわめて低いうえに、合格者数が削減される可能性もあるから、同種の不安は、現在も多くの法科大学院生が抱えている可能性がある。他方、司法試験科目の授業を完全に試験準備として行うべきであるかどうかという点については、もちろん異論も多いであろう。司法試験の合格率が医師国家試験やアメリカの司法試験の合格率に匹敵する水準に達するまで、この点をめぐる教員と学生の悩みは尽きないと思われる。ただし、「ケース 25」が「相当ちょっと申し上げてしまったのですが、全体的には本当にもう入って良かったなという。それは法律基本科目も含めて良かったなという思いはありますね。」と補足していることは、注記しておきたい。

自由回答欄には記入がなかった「ケース 27」も、口頭ではほぼ同一の意見を述べている。「今もし僕が法科大学院生の立場であれば、やはりまず第一に試験に合格することを目的としてほしい。いや、おそらくですよ、こんなこと、失礼なことかもしれないですけど、仮にもし法科大学院の修了ってことが受験資格になっていなくて、なっていなければ、行く人はたぶんほとんどいないんじゃないかというのが、僕の感想ですね。」というのである。

「ケース 25」と「ケース 27」は法科大学院教育と司法試験との関係を問題にしているわけであるが、「ケース 28」は法科大学院教育と司法修習の架橋の必要性を指摘している。

「これはなかなか難しいと思うんです。結局僕がロースクールの時には、実務科目を聞いてはいたけど何をやってるのかわからなかったという、僕が理解力が足りなかったからというのもあると思うんですけど、実際に実務がどういうふうに行われてるかというのを知らない、抽象的な段階で理論を教えてもらうことでどこまで理解できるのかなってというのは、ちょっと難しいような気がしてて、実体法科目を勉強して、実務科目がとおそらくカリキュラムで考慮はされていると思うんですけど、僕はちょっとついていけなかったというのがあって、どういうふうにしたら実務、法律の基礎的な知識とプラスアルファでできるのかっていうところと、ロースクールでここまではやっておいてねという司法修習で想定されている実務のレベルと、司法修習で行われているつなぎ目っていうのが、ちょっと段差が、ロースクールによっては段差があるのかなって感じてて、〇〇大は実務科目ってあんまり重視してなかったですから、その点でちょっと段差があるのかなと、ちょっと修習に入ってから感じました。」という発言である。「ケース 28」が在籍した法科大学院で実務系・臨床系科目が手薄であったことは当該法科大学院に特有の問題であったかもしれないが、「ケース 28」の問題提起自体は、法科大学院制度全体に適用可能であろう。しかし、司法修習は司法試験合格後の過程であるから、司法試験合格率がきわめて低い状況で司法修習準備過程としての改善を全体的に導入することには、もちろん現実的な制約が大きいと思われる。

以上の発言が各自の法科大学院経験を踏まえたものであるのに対して、「ケース 26」は面接当時の法科大学院の印象を踏まえたものである。これも問答形式で引用しよう。

問：「社会人としての自覚を身に着けさせること」（というのは）なんとなくお気楽な感じがある学生もいたということ？

答：これは今の感覚になっちゃうんです。今、僕ちょっとロースクールにチューターで行ってるんです。その経験を踏まえると僕らの時よりもだいぶ変わってきて、ほんとに学生上がりの子が多くなって、ちょっとどうかなって印象を強く持ち始めてる点があるので。

問：いかにも若い学生が増えて？

答：若いだけだと別にいいんですけど、レポートを持ってこなくて何にも言わないとか。

問：幼い？

答：そうですね、そういう印象が。もし彼らが2年後に合格したらすぐ修習行くとすると、ちょっと大丈夫かなというところが。

学生たちのこのような変化は、法科大学院開設当時から授業を担当している多くの教員が認識しているものかもしれない。しかし、社会人経験者の合格率が低く、学部からただちに法科大学院に進学する者の比重を高めるという傾向が続く限り、そして日本の学部教育が基本的な学習能力・学習態度の涵養に努めるというリベラルアーツ教育の役割を果たさない状況が続く限り、「ケース 26」が指摘する悩みは続くことであろう。

## 7. 受験準備に利用した機関等に関する評価

法科大学院教育と司法試験準備との関係という問題に関連して、「問 1-4」は、全員に対して、11種類の講義・演習・答案練習等を挙げて、利用の有無と、利用した場合に「試験合格にどの程度役立ったか」と尋ねている。評価対象は、①「法科大学院の正規講義」、②「法科大学院の正規演習」、③「法科大学院による課外学習指導」、④「法科大学院での学生の自主ゼミ」、⑤「予備校の講義（短答用）」、⑥「予備校の講義（論文用）」、⑦「予備校の答案練習（短答用）」、⑧「予備校の答案練習（論文用）」、⑨「予備校の模擬試験（短答用）」、⑩「予備校の模擬試験（論文用）」、⑪「自学・自習」の11種類で、回答カテゴリーは1点「役に立たなかった」から4点「役に立った」までの4段階である。さらに「その他で役立ったもの」について自由回答を求めた。これらのうち、自由回答はまったく記

入がなく、旧司法試験合格の「ケース 24」は、当然ながら①から④までは非該当で、⑤から⑩まで全て4点であった。

新司法試験合格者4名の回答は、「表3」のとおりヴァリエーションがある。回答の「0」は「利用しなかった」である。

表3 受験準備に利用した機関等が役立つ程度（問1-4）

|                 | ケース 25 | ケース 26 | ケース 27 | ケース 28 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|
| ①法科大学院の正規講義     | 3      | 4      | 2      | 4      |
| ②法科大学院の正規演習     | 2      | 4      | 3      | 3      |
| ③法科大学院による課外学習指導 | 3      | 4      | 1      | 0      |
| ④法科大学院での学生の自主ゼミ | 4      | 4      | 3      | 4      |
| ⑤予備校の講義（短答用）    | 0      | 0      | 4      | 0      |
| ⑥予備校の講義（論文用）    | 0      | 0      | 4      | 0      |
| ⑦予備校の答案練習（短答用）  | 2      | 0      | 4      | 0      |
| ⑧予備校の答案練習（論文用）  | 2      | 0      | 4      | 0      |
| ⑨予備校の模擬試験（短答用）  | 0      | 4      | 4      | 0      |
| ⑩予備校の模擬試験（論文用）  | 0      | 0      | 4      | 0      |

回答を全体として見ると、「ケース 27」が予備校のヘビーユーザーであるのに対して、「ケース 28」は予備校を全く利用していない。「ケース 26」も「ケース 28」に近い。

まず「ケース 27」は、私が「法科大学院の課外学習指導っていうのは全く役に立たなかったって書いてあるんですが、どういうものでした？」と尋ねたのに対して、「教授が補講みたいな形でやってくれているんですけど、学術的な、自分の興味のあるようなことしか教えてくれなかったんで、特に我々の時代は、今はどうかかわらないですけど、我々の時代は答案練習するな、というようなお達しが非常に強かったみたいなので。」「〇〇大学っていう大学は、まさにそれを正面から受け止めてやっていたところなので、そもそもなかなかそういう機会もなかったですし、あっても答案添削してくれたりとか、そういうのはなかったですから。一応問題を与えて書く練習っていうのは、たまにはあったんですけど、それを教授の方で添削してどこが悪かったというのを教えてくれるでもなく、あとはじゃあ自分で検討しなさいという感じでしたね。」「たしかに人格的には素晴らしい方ばかりだったと思うんですけど、こと受験指導っていうことに関してはなかったですね。」と答

えている。他方、予備校の利用に関しては、「予備校の答案練習、短答用もなさったし論文用もされたと。模擬試験も、短答用も論文用も受けられたと。で、予備校に定期的に通われたんですか？」と尋ねたのに対して、「通いました。」「(予備校の指導が) 完璧かどうかといわれるとそうではないかもしれないですけど、学生の間は全く、ほぼゼロに近かったわけなんで、こういう論文ってというのは考えるんだというのがよくわかりましたね。」と回答し、さらに「予備校でだいぶ書く訓練っていうのはしたんで、(司法修習の起案で) 面食らうってのはなかったですね。」とも述べている。「ケース 27」にとって、予備校での指導は、司法試験合格にも司法修習にも不可欠な基盤であったということになる。

他方、新司法試験準備のために予備校を利用することはなかったという「ケース 28」は、じつは 1 回旧試験を受験したことがあり、そのときは予備校を利用している。「そうですね、1 年間予備校の、全く素人だったので、基礎的な憲法、民法、刑法の講座をとってて、入学してからはいあんまり使っていないということですね。」「旧試験は、僕は短答が得意だったので短答はできたんですけど、論文がぜんぜん書けないなというような感じではありましたね。」と答えている。それに対して私が「そういうわけで、旧試験を続けるよりも法科大学院で勉強した方がいいかなという？」とフォローしたところ、「そうですね、もうロースクールに入ったので、これで旧試験 1 回ダメだったら当然新司法試験だと考えてたの。」説明してくれた。そこで、「法科大学院の正規講義」が 4 点評価である点について、「人によってはですね、いささか理論的過ぎて、という人がいるんですけど、ご自身はそんな感じられなかった？」と尋ねると、「まあたしかに理論的過ぎるところはあるかなと思ったところはあったんですけど、新司法試験の科目の試験に答えるにはその理論的なところをちゃんと把握してればある程度答えられる試験じゃないかなと思ったので、やっぱりこれが一番基礎にあるかなというふうに思っています。」と回答した。司法試験準備という要素を考慮すべきではないと考える法科大学院教員にとっては、きわめて理想的な学生であったといえよう。また、やはり 4 点に評価した「学生の自主ゼミ」については、「未修の時に一緒だった子たちと一緒に授業のフォローアップみたいなのをやってたのが、1、2 年生の頃で、3 年生以降は(新司法試験を 2 回受験)、おんなじような人たちと今度は雑誌に載ってた演習問題をやったり、発表されてたプレ試験みたいなやつの問題の解きあいとかそんな演習をやってました。」と説明している。これも、ほとんど理想的な形態といえるかもしれない。

これらに対して「ケース 26」は、自分が受験準備をした当時は予備校の指導能力が不明だったと回答している。「旧司法試験時代(5 回受験した)は(予備校の利用経験が)ありますけど、新試のロースクール時代になってからは、僕の時代はまだ予備校の問題がイマイチだというのが定説だったし、実際見せてもらったことがあるけどイマイチだったの

で利用したくない、お金がもったいないということで利用はしなかったですね。」というのである。例外は短答の模試である。「評判のいい模試を一回か二回だけ受けたんで。それはまあ役に立ちましたね。」と答えている。現在の予備校の状況はどうであろうか。

それに対して、「ケース 26」の法科大学院教育に対する評価は、全項目について4点である。「科目等によって多少のばらつきはあるんですけど、全体的にはやっぱり授業は役に立ったと。僕、もともと旧試を受けていて、何が足りないかっていうか修正を求めているんで、新たな知識を得るとかっていうよりは色々試行錯誤しながら矯正をしてもらってという立場だったんですね。言ってみればそういった動機というか疑問をもって受ければかなり役に立ったと思います。」と説明している。さらに私が「学部の授業とたいして変わらないような授業をする人もいるし、他方では新司法試験というのはどういうものかというのを自覚した授業をしてくれる人もいる。そんなような印象っていうのは〇〇大学の場合、なかったんですか？」と質問したところ、「それもありますよ、やっぱり。授業の中のばらつきは、やっぱりあります。でも、あまり良くない授業でも使い方はあると思うので。せっかくお金払うんで、それは利用すべきじゃないのかなと思ってましたし。」そして、とくに演習に関して、良い印象を語っている。「民事系と刑事系は、やっぱりいろいろ難しい問題を出していただいたので、いろいろ考えたりもしました。知財の演習も充実していたので良かったなという印象ですね。」ということである。また、学生同士の自主ゼミについてもきわめて肯定的に語っている。「自主ゼミは百選に載ってる判例の最高裁判例解説をもってきて読むっていうゼミと、あとは演習でやった問題をもう一回答案で書いてみた上で解きなおすとかいったゼミをやりましたね。あと、新試の過去問を解いてみるというゼミもやりましたね。」「(人選)はやっぱり選び方と言うか、そこは確かにありますよ。僕の場合はうまくいったと思います。」というのである。ただし、「ケース 26」自身も含めて旧試験経験者が多かったという当時の状況も指摘している。「僕の場合、既修者で旧試受験者が多かったっていうのもあって、そういう意味では共通言語があったのかもしれないね。」「旧試経験者の方が多いですね。ほとんどそうですね、今とだいぶ違いますね。」ということである。「ケース 26」も、「ケース 28」とはやや性格が異なるにしても、法科大学院教員にとっては格別の工夫を必要としない学生であったといえるかもしれない。

最後に、法科大学院経験について高い肯定的評価と司法試験準備という観点からの批判の両方を提起していた「ケース 25」の発言を見てみよう。「正規講義」は3点、「正規演習」は2点、「自主ゼミ」のみ4点である。まず、正規授業について、「役に立たなかったまで言うと言い過ぎなんですけど、ただ非常に役に立ったというのもちよっと言いにくいという。特に法律基本科目の講義が、そもそも私、あんまりずっと入ってこなかったんですね。で、ロースクールで双方向型講義っていうのが標榜されていて、なさっているのはやはり法学

部の先生ですので、始まったばかりの時期っていうのもあったのかもしれないですけど。」と語っている。そこで、「科目によって差があったということですか？」と質問したところ、「それは率直に申し上げてそうですね。科目というより先生によってといえるかもしれません。」「ですので、講義にもよりますので、一概にこう決めつけるのも心苦しかったんですが、もちろん中には、大体印象として4分の1くらいの法律基本科目の講義はすごく勉強になって、本当に役に立ったというふうに言えるんですけど。ですので、ここまで言うのは実は言い過ぎなんですけど、やはり中には、そのまま教科書を読んでもらうだけという講義もあって、なので。」と回答した。さらに、「演習」については、「演習はちょっと学部と比べることはできないですけど、ただ演習も順番に発表させて、それでもう終わりという演習も中にはありましたので、そうですね、これもほんとに演習によるとしか言いようがないんですが、ただ研究者の先生の演習だと、どうしてもその先生の興味範囲の話ということにならざるを得ないので、すごく考えは刺激されるんですけど、それがこと受験準備という意味で言えば、役に立ったとは言いづらいかなというところがあります。」と語っている。以上の発言は、他の箇所でも引用した「ケース 25」の発言にも対応している。

それに対して、4点評価の「自主ゼミ」については、「二種類ゼミを組んでいまして、今の新司法試験の問題を解いて、講評し合う形のゼミと、旧司法試験の問題を解いて講評するゼミを、二種類をやってまして、これはゼミでやってる中身もそうなんですけど、一緒にやっていける仲間を得たというのが一番大きかったです。それは、今までの法学部ですとか、私、大学院にも籍を置いていたんですけど、そこでは得られなかった関係かなと。」と語っている。他方、予備校の利用経験に対する評価は、2点と低い。これについては、「これはつまり旧司法試験、新司法試験の過去問を解くことでもう受験対策としてはそれなりの水準にいきますので改めてこの予備校の答案練習を受ける必要はないかなというふうに感じたんですね。で、解いてみてもイマイチ本番の問題とも違いますし、あまりそれで勉強になったということはなかったですね。」と述べている。これは、「ケース 26」の予備校評価と共通性が認められる。その後予備校の指導能力は、どのように変化したであろうか。

## おわりに 次回以後のデータ提示等に向けて

以上で本稿は終了する。4 ケースの検討にとどまったが、それだけに個々のケースを詳細に検討しえたという点で、意義があったと思われる。しかし、法科大学院をめぐる現在の議論との関係に限っても、法科大学院在学・司法試験準備期間中の財政上、生活上の負担を検討する必要があるし、法曹養成過程全体の再検討という観点からは、司法修習の経

験と、それに基づく「改善」提案を検討する必要がある。それらを含めた残りの面接データは、次回取り上げることにしたい。

他方、本稿の検討から浮かび上がってきた第62期弁護士のひとつの特徴は、新司法試験合格者の中にも旧試験の受験経験者がかなり含まれていたということである。2011年の第1回調査によれば、新司法試験合格者の53.5%が旧試験の受験経験を持っていたと推測されるが<sup>13</sup>、今回取り上げた新司法試験合格者4名の中では、法学部出身者ではない「ケース28」を含む3名（他にケース25・26）が旧試験経験者であった。そのために、多くの点について、法科大学院経験のインパクトと旧試験経験の残滓が混在している。したがって、法科大学院経験の意義をより純粋に検討するためには、より最近の弁護士を検討することが不可欠である。その意味で、「弁護士社会構造研究会」が新たに藤本亮教授のリーダーシップの下で第67期弁護士の調査に着手した意義は大きい<sup>14</sup>。私としては、第62期弁護士の面接調査を継続しながら、第67期弁護士の調査結果に注目したいと思う。

---

<sup>13</sup> 第1回第1報65頁（宮澤執筆部分）。

<sup>14</sup> 前掲注1を参照。

**付録 第 62 期弁護士第 1 回郵送調査票抜粋**

(実際のサイズは A4 判である)

第9522号

## ◎ 第62期弁護士キャリアパス調査 ◎

2011年1月

(調査企画) 第62期弁護士キャリアパス研究会  
研究代表・宮澤節生(青山学院大学)

(調査協力) 日本弁護士連合会

(調査委託機関) 社団法人 中央調査社

### (ご記入にあたってのお願い)

- ・ご記入は、すべて封筒の**あて名の先生ご自身**にお願いします。
- ・あなた様ご自身のことなどについて、少し立ち入ったことも聞きますが、統計的に分析することが目的で、他の目的に用いることは決してありません。
- ・回答者の識別を可能にする整理番号等はまったくつけておりません。
- ・回答の内容は、調査委託機関によって処理されたデータとしてのみ研究会に引き渡されることになっています。
- ・研究会メンバーや日本弁護士連合会関係者が個々の調査票を見ることは決してありません。
- ・欄外の①②などの数字は、調査委託機関がコンピュータで整理するための記号ですので、気になされずにご回答ください。
- ・ご記入は、黒色または青色の鉛筆・ペン・ボールペンでお願いします。
- ・質問番号順にお答えください。質問の中には、一部の方にのみお尋ねするものもありますが、その場合は指示に従ってお進みください。
- ・回答方法は、あてはまる答えについている数字を○で囲んでいただく場合と、マスの中に数字または具体的な回答を記入していただく場合とがあります。指示に従ってご記入ください。
- ・お忙しいところ大変恐縮ですが、ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れて**1月31日(月)まで**にご投函ください。
- ・ご希望の方には調査結果の概要をお送りしますので、同封葉書にご氏名・ご住所をご記入のうえ、シールを貼って、**この調査票とは別**にご投函ください。

⑤=1

### 問1. 全員の方に、あなたが合格した司法試験についてお尋ねします。

問1-1 あなたが合格した司法試験は、旧司法試験ですか、新司法試験ですか。(○は1つ)

|     |     |
|-----|-----|
| 1 旧 | 2 新 |
|-----|-----|

  

問1-1-1 あなたが合格した司法試験の選択科目を教えてください。あてはまる番号に○をつけてください。(○は1つ)

|         |              |
|---------|--------------|
| 1 倒産法   | 5 労働法        |
| 2 租税法   | 6 環境法        |
| 3 経済法   | 7 国際関係法(公法系) |
| 4 知的財産法 | 8 国際関係法(私法系) |

  

次ページの問1-2へお進みください。

⑥

⑦

**以下全員にお尋ねします。**

問 1-2 あなたが合格した年を教えてください。(西暦または和暦のいずれかに記入してください)

|    |                                |                                |   |    |    |                      |   |
|----|--------------------------------|--------------------------------|---|----|----|----------------------|---|
| 西暦 | <input type="text" value="2"/> | <input type="text" value="0"/> | 年 | 和暦 | 平成 | <input type="text"/> | 年 |
|----|--------------------------------|--------------------------------|---|----|----|----------------------|---|

⑧⑨  
⑩⑪

問 1-3 あなたが合格するまでの**新旧司法試験の受験経験**を教えてください。

|       |                      |   |       |                      |   |
|-------|----------------------|---|-------|----------------------|---|
| 旧司法試験 | <input type="text"/> | 回 | 新司法試験 | <input type="text"/> | 回 |
|-------|----------------------|---|-------|----------------------|---|

⑫⑬  
⑭⑮

問 1-4 受験準備は、主としてどのような機関等を利用しましたか。以下の(1)～(11)の機関等のそれぞれについて、利用したかどうか、利用した場合には**試験合格にどの程度役立ったか**、あてはまる番号に○をつけてください。旧司法試験合格者で法科大学院に入学したことがなく、(1)～(4)が該当しない方は、「**X 該当しない**」に○をつけてください。(それぞれ○は1つずつ)

|                                          | 該当<br>しない | 利用<br>しな<br>かった | 【利 用 し た】    |                              |                       |         |
|------------------------------------------|-----------|-----------------|--------------|------------------------------|-----------------------|---------|
|                                          |           |                 | 役に立たな<br>かった | どちらかと<br>いえば<br>役に立たな<br>かった | どちらかと<br>いえば<br>役に立った | 役に立った   |
| (1) 法科大学院の正規講義                           | X         | 0               | 1 —————      | 2 —————                      | 3 —————               | 4 ————— |
| (2) 法科大学院の正規演習                           | X         | 0               | 1 —————      | 2 —————                      | 3 —————               | 4 ————— |
| (3) 法科大学院による課外学習指導                       | X         | 0               | 1 —————      | 2 —————                      | 3 —————               | 4 ————— |
| (4) 法科大学院での学生の自主ゼミ                       | X         | 0               | 1 —————      | 2 —————                      | 3 —————               | 4 ————— |
| (5) 予備校の講義 (短答用)                         |           | 0               | 1 —————      | 2 —————                      | 3 —————               | 4 ————— |
| (6) 予備校の講義 (論文用)                         |           | 0               | 1 —————      | 2 —————                      | 3 —————               | 4 ————— |
| (7) 予備校の答案練習 (短答用)                       |           | 0               | 1 —————      | 2 —————                      | 3 —————               | 4 ————— |
| (8) 予備校の答案練習 (論文用)                       |           | 0               | 1 —————      | 2 —————                      | 3 —————               | 4 ————— |
| (9) 予備校の模擬試験 (短答用)                       |           | 0               | 1 —————      | 2 —————                      | 3 —————               | 4 ————— |
| (10) 予備校の模擬試験 (論文用)                      |           | 0               | 1 —————      | 2 —————                      | 3 —————               | 4 ————— |
| (11) 独学                                  |           | 0               | 1 —————      | 2 —————                      | 3 —————               | 4 ————— |
| (12) その他で役立ったものがあれば、具体的に記入してください。<br>( ) |           |                 |              |                              |                       |         |

⑯  
⑰  
⑱  
⑲  
⑳  
㉑  
㉒  
㉓  
㉔  
㉕  
㉖  
㉗

**【次ページの問 2 は旧司法試験合格者のみにお尋ねします。**

**新司法試験合格者の方は 4 ページの問 3 に進んでください。】**

### 問3. 新司法試験合格者の方に法科大学院についてお尋ねします。

【以下は新司法試験合格者のみにお尋ねします。旧司法試験合格の方は8ページ問5に進んでください。】

問3-1 修了した法科大学院の名称を記入してください。

(47)

問3-2 修了した年月を記入してください。  
(西暦または和暦のいずれかに記入してください)

|    |    |   |  |   |  |   |
|----|----|---|--|---|--|---|
| 西暦 | 2  | 0 |  | 年 |  | 月 |
| 和暦 | 平成 |   |  | 年 |  | 月 |

(48～51)

(52～55)

問3-3 修了したコース・課程等 (〇は1つ)

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1 2年短縮コース | 2 3年標準コース | 3 長期履修コース |
|-----------|-----------|-----------|

(56)

問3-4 その法科大学院を選択した主な理由を3つ教えてください。あてはまる番号に○をつけてください。  
(3つまで数字に〇)

|              |                   |
|--------------|-------------------|
| 1 出身大学の法科大学院 | 9 授業料の額           |
| 2 大学の旧司法試験実績 | 10 授業料免除・奨学金      |
| 3 大学の社会的評価   | 11 教員             |
| 4 就職に有利      | 12 カリキュラム         |
| 5 通学の便       | 13 課外の学習指導        |
| 6 地域で唯一      | 14 その他            |
| 7 大規模校である    | 〔 具体的に記入してください: 〕 |
| 8 小規模校である    |                   |

(57)

(58)

問3-5 法科大学院での勉強内容に関して、履修の有無にかかわらず、下に掲げる法科大学院の開講科目等に対するあなたの関心はどの程度でしたか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。  
開講がなかった科目等にたいしては「開講されなかった」(番号0)に○をつけてください。

(それぞれ〇は1つずつ)

|                                       | 開講されなかった | 関心がなかった | どちらかといえば関心がなかった | どちらかといえば関心があった | 関心があった |
|---------------------------------------|----------|---------|-----------------|----------------|--------|
| (1) 法律基本科目                            |          | 1       | 2               | 3              | 4      |
| (2) 民事実務基礎                            |          | 1       | 2               | 3              | 4      |
| (3) 刑事実務基礎                            |          | 1       | 2               | 3              | 4      |
| (4) 法曹倫理                              |          | 1       | 2               | 3              | 4      |
| (5) 模擬裁判                              | 0        | 1       | 2               | 3              | 4      |
| (6) シミュレーション科目<br>(面接、交渉、調停の技法など)     | 0        | 1       | 2               | 3              | 4      |
| (7) エクスターンシップ<br>(外部の法律事務所等への派遣による学習) | 0        | 1       | 2               | 3              | 4      |
| (8) 法律相談                              | 0        | 1       | 2               | 3              | 4      |
| (9) 民事系クリニック<br>(具体的民事事件の処理をとおしての学習)  | 0        | 1       | 2               | 3              | 4      |
| (10) 刑事系クリニック<br>(具体的刑事事件の処理をとおしての学習) | 0        | 1       | 2               | 3              | 4      |
| (11) 課外の学習指導                          | 0        | 1       | 2               | 3              | 4      |

(59)

(60)

(61)

(62)

(63)

(64)

(65)

(66)

(67)

(68)

(69)

問 3-6 下に掲げる法科大学院の科目で、あなたがとくに積極的に取り組んだものがありますか。  
それぞれあてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。(それぞれ○は1つずつ)

|                       |      |                      |    |
|-----------------------|------|----------------------|----|
| (1) 新司法試験選択科目         | 1 ない | 2 ある<br>(具体的科目名1つ: ) | 70 |
| (2) その他の展開・<br>先端科目   | 1 ない | 2 ある<br>(具体的科目名1つ: ) | 71 |
| (3) 外国法科目             | 1 ない | 2 ある<br>(具体的科目名1つ: ) | 72 |
| (4) その他の基礎法学・<br>隣接科目 | 1 ない | 2 ある<br>(具体的科目名1つ: ) | 73 |

問 3-7 下に掲げる法科大学院の開講科目等のうち、あなたが履修したものについて、あなたの満足度はどの程度でしたか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。開講がなかった科目等に対しては「X 開講されなかった」に、開講されたが履修しなかった科目等にたいしては「0 履修しなかった」に、それぞれ○をつけてください。(それぞれ○は1つずつ)

|                                       | 開講され<br>なかった | 履修しな<br>かった | 【履修した】  |                    |                    |    |    |
|---------------------------------------|--------------|-------------|---------|--------------------|--------------------|----|----|
|                                       |              |             | 不満      | どちらか<br>といえば<br>不満 | どちらか<br>といえば<br>満足 | 満足 |    |
| (1) 法律基本科目                            |              |             | 1 ————— | 2 —————            | 3 —————            | 4  | 74 |
| (2) 民事実務基礎                            |              |             | 1 ————— | 2 —————            | 3 —————            | 4  | 75 |
| (3) 刑事実務基礎                            |              |             | 1 ————— | 2 —————            | 3 —————            | 4  | 76 |
| (4) 法曹倫理                              |              |             | 1 ————— | 2 —————            | 3 —————            | 4  | 77 |
| (5) 模擬裁判                              | X            | 0           | 1 ————— | 2 —————            | 3 —————            | 4  | 78 |
| (6) シミュレーション科目<br>(面接、交渉、調停の<br>技法など) | X            | 0           | 1 ————— | 2 —————            | 3 —————            | 4  | 79 |
| (7) エクスターンシップ                         | X            | 0           | 1 ————— | 2 —————            | 3 —————            | 4  | 80 |
| (8) 法律相談クリニック                         | X            | 0           | 1 ————— | 2 —————            | 3 —————            | 4  | 81 |
| (9) 民事系事件受任型<br>クリニック                 | X            | 0           | 1 ————— | 2 —————            | 3 —————            | 4  | 82 |
| (10) 刑事系事件受任型<br>クリニック                | X            | 0           | 1 ————— | 2 —————            | 3 —————            | 4  | 83 |
| (11) 課外の学習指導                          | X            | 0           | 1 ————— | 2 —————            | 3 —————            | 4  | 84 |

問 3-8 下に掲げる法科大学院の科目で、あなたが履修したものについて、とくに満足したものはありますか。  
それぞれあてはまる番号を1つ選んでください。(それぞれ○は1つずつ)

|                       |      |                      |    |
|-----------------------|------|----------------------|----|
| (1) 新司法試験選択科目         | 1 ない | 2 ある<br>(具体的科目名1つ: ) | 85 |
| (2) その他の展開・<br>先端科目   | 1 ない | 2 ある<br>(具体的科目名1つ: ) | 86 |
| (3) 外国法科目             | 1 ない | 2 ある<br>(具体的科目名1つ: ) | 87 |
| (4) その他の基礎法学・<br>隣接科目 | 1 ない | 2 ある<br>(具体的科目名1つ: ) | 88 |

問3-9 弁護士となって振り返ってみたとき、下記の事項のそれぞれにつき、法科大学院はあなたにとってどの程度有益だったと思いますか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

(それぞれ○は1つつ)

|                                         | 学ぶ機会が<br>なかった                                                            | 有益で<br>なかった | どちらかと<br>いえば有益<br>でなかった | どちらかと<br>いえば有益<br>だった | 有益だった |   |
|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------------------|-----------------------|-------|---|
| (1) 法知識の習得                              | 0                                                                        | 1           | 2                       | 3                     | 4     | ⑥ |
| (2) 弁護士を選択する<br>上での動機づけ                 | 0                                                                        | 1           | 2                       | 3                     | 4     | ⑦ |
| (3) 弁護士倫理の習得                            | 0                                                                        | 1           | 2                       | 3                     | 4     | ⑧ |
| (4) 実務技能の習得                             | 0                                                                        | 1           | 2                       | 3                     | 4     | ⑨ |
| (5) 事務所経営                               | 0                                                                        | 1           | 2                       | 3                     | 4     | ⑩ |
| (6) 特定分野への関心の<br>獲得                     | 0                                                                        | 1           | 2                       | 3                     | 4     | ⑪ |
| (7) 登録地に関する情報                           | 0                                                                        | 1           | 2                       | 3                     | 4     | ⑫ |
| (8) 就職先に関する情報                           | 0                                                                        | 1           | 2                       | 3                     | 4     | ⑬ |
| (9) その他で法科大学院が有益だったことがあれば、具体的に記入してください。 | <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> |             |                         |                       |       | ⑭ |
|                                         |                                                                          |             |                         |                       |       |   |

問3-10 弁護士となって振り返ってみたとき、法科大学院についてとくに改善すべきだと思われるのはどのような事柄ですか。自由に記入してください。

⑮